

# 四国電力(株)坂出発電所1号機リプレース計画に係る 環境影響評価準備書に対する勧告について

平成19年4月11日  
経 済 産 業 省  
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、四国電力(株)坂出発電所1号機リプレース計画に係る環境影響評価準備書について、四国電力(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

## 1. 計画概要

- ・場 所:香川県坂出市番の州町2番地
- ・原動力の種類:ガスタービン及び汽力
- ・出 力:29.6万kW

## 2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成16年 6月 1日
住民等意見の概要受理	平成16年 7月22日
香川県知事意見受理	平成16年10月 8日
経済産業大臣勧告	平成16年11月25日
環境影響評価準備書受理	平成18年 8月 1日
住民等意見の概要受理	平成18年10月 2日
香川県知事意見受理	平成18年12月20日
環境大臣意見受理	平成19年 3月23日

問合せ先:電力安全課 吉田、金子  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

【四国電力(株)坂出發電所1号機リプレース計画に対する勧告内容】

1. 温室効果ガス

本事業は、既設1号発電設備を廃止し、燃料を重油及びコークス炉ガスから天然ガスに転換するとともに、より発電効率の高いコンバインドサイクル方式の発電設備を導入し、これにより二酸化炭素排出原単位の低減を図ろうとするものであるが、京都議定書の目標達成に向けて、電力分野における地球温暖化対策は一層重要となっている。このため、当該事業者が所有する火力発電所の中で最も二酸化炭素排出原単位の小さい本発電設備の稼働率を総合的な電源運用の中でできる限り高く維持するとともに、他の発電所を含めた全体の稼働分担を適切に行うことにより、事業者が販売する電力全体の二酸化炭素排出原単位の一層の低減を図ること。また、その旨を評価書に記載すること。

2. 水質

本発電所の周辺海域は、閉鎖性が高く一部で化学的酸素要求量、窒素及びりんについて環境基準が達成されていない瀬戸内海であることから、発電所全体からの水質汚濁物質の排出負荷について、発電関連設備及び排水処理設備の運転管理の徹底により、できる限り低減すること。

以上について評価書に記載すること。